

番号	受付日	質問	回答
1	5月1日	下記の資料ご提供のご確認依頼です。 ・申請書書類（各核種使用量、管理区域建屋及び排水排気設備の平面・断面図） 管理区域内の各部屋及び排気ダクト・排水管路ルート確認できる図面	平成20年（2008年）11月5日付で文部科学大臣宛に提出しました書類をHP上に掲載します。パスワードを設定していますので、閲覧を希望される場合はsupply@rerf.or.jpにメールください。 掲載書類 ・許可使用に係る変更許可申請書 ・給排気系統図 ・排水系統を示す図面 ・施設遮蔽計算配置図（施設の寸法を記載してあります。） ・年度別核種数量（過去10年）
2	5月10日	汚染測定作業に入る日までに管理区域内の備品、消耗品等（一般廃棄にできる物）の事前処分は可能でしょうか。	管理区域内の未使用の消耗品・備品など、明らかに放射性物質の汚染がない物品については事前処分を行います。汚染測定作業を第三者（業者）に行って頂くことで汚染検査の信頼性を確保することが必要と考えています。
3	5月10日	汚染検査（直接法）測定作業に貴研究所の既存測定装置及び機材の分析作業での使用は可能でしょうか。	弊所の測定器の情報を以下にお伝えし回答とします。 汚染検査（直接法）測定作業に使用できる測定器は、 GM管式サーベイメータ TGS-113（アロカ製） GM管交換調整日 2020年10月28日 TGS-133（アロカ製） GM管交換調整日 2019年8月30日 TGS-136（アロカ製） GM管交換調整日 2019年8月30日 GM管交換後は、チェックソースによる確認校正を年1回行っています。 シンチレーション式サーベイメータ TCS-172B（アロカ製） 点検校正日 2019年5月21日  参考までに 液体シンチレーションカウンター LSC-7200（アロカ製） 点検校正日 2022年3月22日 オートウェルガンマカウンター Wizard2（パーキンエルマー製） 点検校正日 2023年2月10日 も使用可能です。
4	5月12日	仕様書5(1)ウ(ウ)aについて、開口する場合、アスベスト調査（除去）が別途必要となる可能性があります。汚染検査箇所を各排気口及び最終排気口に限定させていただけないでしょうか。	仕様書5(1)ウ(ウ)a.の排気設備の排気ダクトの汚染検査箇所につきまして室内の各排気口、ドラフトの排気口及び最終排気口の汚染検査は必要です。また、必要に応じてダンパー、フィルターチェンバーの流入口も必要になります。排気ダクトの一部に切り込みを入れて開口し汚染検査することは、天井の照明器具を外すことで、比較的容易にできますが、現地を確認して頂き、アスベストの検査及び除去が必要な場合は、その費用も見込んでください。
5	5月12日	仕様書5(1)ウ(エ)aについて、上記の質問同様、アスベスト調査が必要になる可能性がございます。汚染検査箇所を各排水口及び貯留槽流入口に限定させていただけないでしょうか。	仕様書5(1)ウ(エ)a.の排水設備の室内の流しから前置槽・貯留槽へ流れ込む排水配管は、地中に埋設されています。汚染検査箇所は、室内の各流しの排水口と前置槽・貯留槽流入口と、前置槽から貯留槽の移送配管、貯留槽から希釈槽の移送配管のそれぞれの開口部とし、それぞれに汚染が検出されなければ排水配管の汚染は無いとします。
6	5月12日	仕様書5(1)ウ(エ)bについて、希釈槽に纏めて1検体サンプリング等問題ないでしょうか。	仕様書5(1)ウ(エ)b.の前置槽・貯留槽・希釈槽の残水の放射能濃度測定は、① 移送ポンプで、排水を可能な限り希釈槽にまとめていただき、放射能濃度測定を行って頂くことと、② 排水を移送しても前置槽・貯留槽には残水が残るので、その残水の放射能濃度測定が必要です。残水がない場合は、②は不要です。
7	5月12日	仕様書5(1)エについて、錐形等は指定ありますでしょうか。	仕様書5(1)エの放射性廃棄物の日本アイソトープ協会へ引き渡す錐形については、日本アイソトープ協会環境整備課が指定するフォーム（Excelファイル）があります。また、日本アイソトープ協会に問い合わせします。
8	5月12日	仕様書5(2)について、廃棄物引取後という解釈で良いでしょうか。	仕様書5(2)について、廃止措置期間中は、月に1回、空間線量率測定と放射能濃度測定を行い、全汚染除去後の測定は、廃止措置期間終了後の測定とします。
9	5月12日	仕様書5(3)について、取りまとめの対象は、「廃止措置期間中に立入る弊社作業員」の記録で良いでしょうか。貴研究所職員の記録も含まれる場合は個人情報取扱の関係上、誠に恐れ入りますが対応不可となります。	仕様書5(3)について、貴社が取りまとめしていただく対象は、「廃止措置期間中に立入る弊社作業員」の記録で結構です。取りまとめた記録の写しを提出してください。弊所の職員についての記録は弊所で行います。貴社の記録と弊所の記録をまとめて「許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書」を作成します。

「RI施設廃止業務」 質疑応答資料

最終更新日 2023年05月24日

番号	受付日	質問	回答
10	5月12日	仕様書6(1)について、 $\gamma$ 線の測定除外の理由ありますでしょうか。	仕様書6(1)について、 $\gamma$ 線の測定は、許可使用核種に $^{125}\text{I}$ 、 $^{131}\text{I}$ 、 $^{51}\text{Cr}$ の $\gamma$ 線放出核種があり必要です。仕様書には、記載されていませんが、汚染検査の測定には、GM管式サーベイメータを使用した直接法には、全 $\beta$ $\gamma$ 線測定になり、液体シンチレーションカウンターを使用した間接法も全 $\beta$ $\gamma$ 線測定になり、記録として全 $\beta$ $\gamma$ 線測定として汚染の有無の記録をお願いいたします。
11	5月12日	仕様書6(3)について、機器に装着されている校正線源等がありますでしょうか。	仕様書6(3)について、校正線源等は、液体シンチレーションカウンター、排気ガスモニターなど機器に内蔵された線源とサーベイメータのチェックソースが10数個あります。これについては、弊所でアイソトープ協会に引き渡す手続きを行うことにします。
12	5月12日	仕様書7について、「マニュアル」と弊社汚染検査手順とは差異がございます（コンクリート埋設槽等の漏水確認、高圧洗浄は廃止作業の際基本的に実施していません）。「従う」を「参考にする」と変更いただくことは可能でしょうか。	仕様書7について、コンクリート埋設槽の漏水確認については、埋設槽周辺の土壌の汚染検査をお願いいたします。また、「マニュアル」に記載されている高圧洗浄の使用については、「実施する場合があります。」ということで、実施しなくてもかまいません。「マニュアル」に従って頂きますようお願いいたします。
13	5月22日	仕様書7に関する質疑ご回答にて「埋設槽周辺の土壌汚染検査」実施が記載されておりますが、埋設槽漏水検査の結果漏水が確認されない場合は土壌汚染検査を省略させていただけないでしょうか。	仕様書7についての前回の質問項目において、「コンクリート埋設槽の漏水検査は行わない」という質問内容に対して、埋設槽周辺の土壌汚染検査をすることにより埋設槽の漏水の有無を確認するという回答であったが、弊所の排水設備は、コンクリート埋設槽があるため、漏水検査に加えて、土壌汚染検査を行い、土壌に汚染がないことを確認する必要があり、欠かすことができない。土壌汚染検査を含めた見積をお願いする。
14	5月22日	管理区域内国際規制物質及び汚染検査中に発見された湧き出し線源の移管・廃止等ご対応は貴研究所にて実施いただけますでしょうか。	湧き出し線源が発見された場合は、事故にあたるので、監督官庁（原子力規制委員会）への連絡と対応、適切な処理等は、弊所で行います。
15	5月22日	仕様書7について、埋設槽漏水検査及び土壌汚染検査の実施が含まれるとの事がかしこまりました。土壌汚染検査のサンプリング条件は「埋設槽（前置槽、貯留槽1、貯留槽2）内底面からコア抜きし、各1ポイントサンプリングする（合計3ポイント）」という条件でいかがでしょうか。 ※コア抜き後の設備復旧はいたしかねます。	仕様書7について、土壌汚染検査のサンプリング条件は、各槽の内底面からコア抜きし、各1ポイントサンプリング（計3ポイント）の条件でお願いいたします。土壌汚染検査を行う前、以降は、RI施設の給排水を完全に止めるため、コア抜き後の設備復旧は不要です。